

定 款

I N Xホールディングス株式会社

INXホールディングス株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社はINXホールディングス株式会社と称し、
英文ではINX HOLDINGS CORPORATIONと記載
する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は本店を大阪市に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合
（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業
体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支
配または管理することを目的とする。

1. 次の製品の製造、加工および販売
 - (1) 各種印刷用インキ、ワニスおよび機能性材料
 - (2) 印刷用機械、製版用機械、写真用機械、音響用機械および色彩
管理用機器その他測定機
 - (3) 印刷用材料、製版用材料、写真用材料、音響用材料および電子・
電気用材料
 - (4) 無機工業薬品、有機工業薬品および肥料
 - (5) 殺虫剤、殺菌剤、除草剤その他農薬
 - (6) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、医療用具、飼料、飼料添
加物および食品添加物
 - (7) 前記各製品に関連する製品
 - (8) 前記各製品の加工品
2. 前号に掲げる取扱物品およびその他工業製品の輸出入
3. 化学工業用、環境保全用、電子・電気部品製造用および印刷情報関
連用機械設備・機器・システムの設計、施工、製作および販売なら
びにこれらに関する技術指導
4. 写真の現像、焼付および引伸
5. 画像・動画・音声その他のデータ等の情報処理サービス、情報通信
サービスならびにこれらに関するソフトウェア、システム等の開発、
制作、販売、賃貸借、管理
6. 不動産の売買、賃貸借および管理
7. 太陽光等を利用した発電業務および電力の販売
8. 前各号に関連する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ
その他の知的財産権の取得、譲渡および利用許諾ならびに前各号の
事業を営む企業に対する技術援助、教育および経営コンサルティング
9. 前各号に付帯関連する一切の事業

②当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(機関の設置)

第 4 条 当社は取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は1億4,400万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第 8 条 当社は株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規則)

第 9 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第 11 条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 単元未満株式買増請求をする権利

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 12 条 当社は毎年12月31日の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(開催時期)

第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年 3 月に開催する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き社長が招集し、その議長となる。社長に事故あるときはあらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項の定めによる株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令に定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②前項の場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社に取締役(監査等委員である取締役を除く。)10 名以内を置く。

②当会社に監査等委員である取締役 5 名以内を置く。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

②前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 20 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ③補欠または増員として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。
 - ④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

- 第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
- ②取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
 - ③取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 22 条 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会長および社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
- ②取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定することができる。

(取締役の責任免除)

- 第 23 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第 24 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

- 第 25 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することが

できる。

(監査等委員会)

- 第 26 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
- ②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。
- ③監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

- 第 27 条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

- 第 28 条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して、期末配当を行うことができる。
- ②前項に定める場合のほか、当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主等に対して、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

- 第 29 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第 30 条 期末配当金および中間配当金はその支払の提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第 7 章 買 収 防 衛 策

(株主総会決議事項)

- 第 31 条 株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、買収防衛策の導入、更新、改正または廃止を決議することができる。
- ②前項に定める買収防衛策とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいうものとする。

(対抗措置発動の決定機関)

- 第 32 条 当社は、新株予約権無償割当てに関する事項その他買収防衛策における対抗措置の発動に関する事項については、取締役会の決議によるほ

か、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

附則

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第 1 条 第 1 4 8 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 4 2 7 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

(商号および目的に関する経過措置)

第 2 条 定款第 1 条（商号）および第 3 条（目的）の変更は、2027年1月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、上記の効力発生日経過後にこれを削除するものとする。

以 上

施行日 : 2000年 6月 30日
最終改定日 : 2026年 3月 26日